

平成23年 4月11日
(更新) 平成23年 4月28日
(更新) 平成23年 5月13日
(更新) 平成23年 6月10日
(更新) 平成23年 6月16日
(更新) 平成23年 7月 6日
(更新) 平成23年 8月 9日
(更新) 平成23年 8月26日
(更新) 平成23年10月 1日
日本年金機構

被災された年金受給者、被保険者の皆さまへ（Q & A）

年金給付関係

Q 1 年金振込先の銀行の店舗が今も営業していません。年金の振り込みは行われますか。

A 1 年金振込先の金融機関店舗（ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、労働金庫、信用金庫、信用組合、農協、漁協）が震災の被害により営業していない場合でも、年金の受取口座への振り込みは行われますので、ご安心ください。

Q 2 年金の受け取りに使っている銀行の預金通帳も印鑑もカードもありません。年金を引き出したいのですが、どうすればいいですか。

A 2 通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失された被災者の方は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。（できるだけ、運転免許証など本人確認できるものを金融機関窓口にご持参ください。）

各金融機関では、今回の震災により通帳等を紛失した場合でも口座から現金を引き出せるよう対応しております。

Q 3 年金は口座振込ではなく、指定の郵便局窓口で現金で直接受け取っていました。その郵便局が今も営業していないのですが、受け取りはどうすればいいですか。

A 3 申し訳ございませんが、「国民年金・厚生年金送金通知書」をご指定の郵便局にお持ちいただかないと、お受け取りいただくことができません。

そのため、ご指定の郵便局が今も営業しておらず、別の郵便局でないと受け取れない場合には、任意の書面に、氏名、住所、変更後のゆうちょ銀行名及びお手元の年金送金通知書に記載されている基礎年金番号を記入して、年金送金通知書と一緒に最寄りの年金事務所にご提出ください。（変更手続きには3～4週間程度かかります。）

※ 平成23年7月11日（月）までは、郵便局において、お客様ご指定の郵便局が営業していない場合や、「国民年金・厚生年金送金通知書」を持参できない場合でも、最寄りの郵便局で本人確認を行ったうえで、年金をお受け取りいただくことができましたが、この取扱いは終了しておりますので、ご注意ください。

Q 4 年金受給者である家族が死亡しました。年金の支払いを止める必要があると思いますが、手続きはどうすればいいですか。

A 4 死亡が確認できる書類を最寄りの年金事務所に持参いただき、死亡届及び未支給請求書の提出をお願いします。

用紙は最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに備えてありますが、電話で届出用紙の送付受付も行っています。ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、お申出の避難先等に死亡届及び未支給請求書の用紙をお送りいたしますので、ご利用ください。

（ねんきんダイヤル：0570-05-1165 IP電話・PHSからは03-6700-1165）

Q 5 受給者である夫の死亡が確認されました。そのため、遺族年金の請求をしたいのですが、被災したため年金手帳も預金通帳もありません。また、役場も機能していないので、戸籍や住民票が用意できないのですが、請求できますか。

A 5 必要書類がすべて整わなくても手続きは行えますので、まずは、最寄りの年金事務所で年金のご相談をしてください。その際、受給者の方の亡くなられたことが確認できる死亡診断書等をお持ちいただくとともに、ご本人の身分を確認できる運転免許証等があれば、ご持参ください。

なお、手続きに必要な住民票等が入手できない場合は、その代わりとなる書類を提出していただければ、年金を決定する手続きを行うこととしています。

その場合、後日、書類の取得が可能となった際に、可能な限りご本人に代わり、日本年金機構が市役所等から当該書類を取得することとしていますので、ご了承願います。

Q 6 行方不明にかかる遺族年金の請求は、すぐに行えないのでしょうか。今回は特例的に遺族年金を請求することはできませんか。

A 6 平成23年5月2日施行の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で行方不明となった方の生死が3ヶ月間分からない場合には、失踪宣告を待たず、その方の死亡日を3月11日と推定して遺族年金など、死亡を支給事由とする年金が請求できます。

必要書類がすべて整わなくても手続きは行えますので、まずは、最寄りの年金事務所で年金のご相談をしてください。その際、受給者の方の行方不明であることが確認できる次の例にある書類等があるときはお持ちいただくとともに、請求者ご本人の身分を確認できる運転免許証等があれば、ご持参ください。

<行方不明であることが確認できる書類の例>

- ① 死亡推定の特例を適用し支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
- ② 行方不明者であることを理由とした災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
- ③ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
- ④ その他これらに準ずる書類（搜索願の届出の写しなど）

(※) 厚生年金保険の被保険者である方が行方不明で、その家族（配偶者等）から遺族年金等の請求が行われたときは、当該被保険者の方は3月11日死亡により会社を退職したものとみなして、遺族年金等を決定することとなります。

Q 7 これから老齢年金の請求をしたいのですが、被災したため年金手帳も預金通帳もありません。また、役場も機能していないので、戸籍や住民票も用意できないのですが、請求できますか。

A 7 必要書類がすべて整わなくても手続きは行えますので、まずは、最寄りの年金事務所で年金のご相談をしてください。その際、運転免許証など、ご本人の身分を確認できるものがあれば、ご持参ください。

なお、手続きに必要となる住民票等が入手できない場合は、その代替りとなる書類を提出していただければ、年金を決定する手続きを行うこととしています。

その場合、後日、書類の取得が可能となった際に、可能な限りご本人に代わり、日本年金機構が市役所等から当該書類を取得することとしていますので、ご了承願います。

Q 8 特別支給の老齢厚生年金を受給していますが65歳になりました。そのため、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ）」を出さないと65歳からの基礎年金と厚生年金が受け取れないと聞いていますが、まだ提出できていません。どうすればいいですか。

A 8 平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行されたことにより、平成23年3月11日当時、年金機構に登録いただいていた住所が被災地（具体的には別紙2の区域となります）にあり、特別支給の老齢厚生年金を受給している方のうち、平成23年3月2日から7月1日までの間に65歳の誕生日を迎えた方については、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ）」の提出がない場合でも、65歳からの老齢基礎・老齢厚生年金を決定し、引き続いて年金を受けることができるように措置を講じました。

これにより、年金を決定した方には、「65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ」を支給額変更通知書に同封して送付しております。

年金の繰下げをご希望される方は、お手数ですが、このお知らせと同封の支給額変更通知書をお持ちのうえ、最寄りの年金事務所にお申し出ください。

なお、3月2日から5月1日生まれの方は8月末日まで、5月2日から7月1日生まれの方は10月末日までに申出がなかったときは、繰下げの意思がなかったこととして取り扱われますので、ご留意願います。

Q 9 年金受給者の死亡届・未支給請求の手続きをしたくても、市町村役場が被災のため住民票等の必要書類が取れません。どうすればいいですか。

A 9 必要書類がすべて整わなくても手続きは行えますので、まずは、最寄りの年金事務所で手続きのご相談をしてください。その際、運転免許証など、ご本人の身分を確認できるものがあれば、ご持参ください。

なお、手続きに必要な住民票等が入手できない場合は、その代わりとなる書類を提出していただければ、年金を決定する手続きを行うこととしています。

その場合、後日、書類の取得が可能となった際に、可能な限りご本人に代わり、日本年金機構が市役所等から当該書類を取得することとしていますので、ご了承願います。

Q10 生計維持確認届（または現況届）が提出できていませんが、どうすればいいですか。

A10 平成23年3月11日当時、登録いただいていた住所が被災地にあり、3月から6月生まれの方の生計維持確認届（または現況届）の提出期限は、平成23年7月31日に延長いたしました。

まだ提出されていない方は、10月支払から年金の支払が差止となっておりますので、すみやかに生計維持確認届（または現況届）を提出いただきますようお願いいたします。

用紙は最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに備えてありますが、電話で届出用紙の送付受付も行っています。ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、お申出の避難先等に生計維持確認届（または現況届）の用紙をお送りいたしますので、ご利用ください。

（ねんきんダイヤル：0570-05-1165 IP電話・PHSからは03-6700-1165）

Q11 自宅が被災したため、親戚の家に身を寄せています。年金受給者の住所変更はできますか。また、年金の受取銀行口座も変更できますか。

A11 住所・支払機関変更届を年金事務所に提出することで、住所変更や受取銀行の変更ができます。

用紙は最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに備えてありますが、電話で届出用紙の送付受付も行っています。ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、お申出の避難先等に住所・支払機関変更届の用紙をお送りいたしますので、ご利用ください。

(ねんきんダイヤル : 0570-05-1165 IP 電話・PHS からは 03-6700-1165)

Q12 年金証書、年金手帳を再交付してほしい。

A12 最寄りの年金事務所で来訪により再交付ができます。その際、運転免許証など、ご本人の身分を確認できるものがあれば、ご持参ください。

来訪相談が困難なときは、電話で届出用紙の送付受付も行っています。ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、お申出の避難先等に再交付の申請に必要な用紙をお送りいたしますので、ご利用ください。

(ねんきんダイヤル : 0570-05-1165 IP 電話・PHS からは 03-6700-1165)

Q13 今回の震災による特例措置により失業給付を受けることにしました。年金も受給中ですが、失業給付を受け取ることで、年金の支払いは止まるのですか。

A13 激甚災害を受けた指定地域にある事業所が災害により休止・廃止した場合には、実際に離職していなくても失業給付を受けることができます。また、この取扱いによる失業給付については、年金との調整は行わないこととなります。

他方、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により休止・廃止した場合にも、失業給付を受けることができます。なお、この取扱いによる失業給付については、年金との調整が行われますので、「支給停止事由該当届」を最寄りの年金事務所へ提出いただくこととなります。

Q14 現在、避難所にいますが、日本年金機構からの通知などは、避難所に届きますか。
(送付先を避難所にできますか。)

A14 郵便局に郵便局所定の転居届をお出しいただくか、または郵便局が避難所で配布している避難先届（郵便事業株お客様確認シート）に旧住所・氏名等をご記入いただいた方については、当該転居先または避難所に郵便が転送されます。

なお、郵便局の転居届において、転居先を避難所とすることは可能です。

また、福島第一原発周辺の避難または屋内待機地域においては、上記に加え、福島県のホームページで公開されている避難者の避難先避難所等の一覧を基に、郵便局が当該避難先避難所等に転送して交付するよう努力する予定としています。

国民年金関係

Q15 被災に伴う特例免除の申請には、どのような手続きが必要ですか。

A15 被災によって国民年金保険料の納付が困難であるときには、災害による特例免除を受けられる場合があります。

特例免除を希望される方は、免除申請書に被災状況届を添付して、住所地の市町村または最寄りの年金事務所にご提出ください。

なお、ねんきんダイヤル(03-6700-1165)にお電話いただければ、お申出の避難先等に免除申請に必要な申請書の用紙をお送りいたします。

また、手続き方法・免除制度については、最寄りの年金事務所またはねんきんダイヤルにお尋ねください。

(特例免除の該当となる方は、被災に伴い、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方です。)

(注) 勤務先が被害を受けたために退職を余儀なくされた方については、退職(失業)による特例免除を受けられる場合があります。

東日本大震災に伴う特例免除の申請によって免除が承認される期間は、平成23年2月分から平成24年6月分までの期間です。(震災があった平成23年3月11日以降に納期限があるもの)

また、特例免除の申請期間の延長等が平成23年8月1日に告示され、平成24年3月末日まで申請が可能となりました。

Q16 一時避難中ですが、住所地以外の市町村や年金事務所において特例免除の申請や国民年金に関する届出をすることはできますか。

A16 特例免除の申請書などについては、住所地以外の年金事務所であっても、受付を行うこととしております。住所地以外の市町村では、届書をお預かりすることはできませんので、年金事務所に届出をしてください。なお、年金事務所が遠方である場合の届出方法については、年金事務所またはねんきんダイヤル(03-6700-1165)にご相談ください。

Q17 特例免除の申請に必要な書類はありますか。

A17 特例免除の申請に当たっては、免除申請書に被災状況届などの書類を添付していただく必要があります。

被災状況届は、被災により財産等に2分の1以上の損害が生じたことを確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入していただきます。

なお、市町村において交付された罹災証明書を添付することにより、損害額の確認ができる場合は、被災状況届の添付は不要です。

また、いずれの場合も、課税証明書等の添付は不要です。

Q18 毎月、銀行口座からの引き落としで国民年金保険料を納めていますが、当面、これを止められないでしょうか。（その手続きはどうすればいいですか。）

A18 口座振替による納付を止めるときには、被保険者から口座振替停止の申出書をご提出いただく必要がありますので、お忘れのないようにお願いします。

口座振替が停止される時期等については、年金事務所にお問い合わせください。

Q19 福島県の原子力発電所の事故により避難や屋内退避している被保険者について今回の特例免除の申請をすることができますか。

A19 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示や屋内退避指示を受けた地域に震災の発生日（平成23年3月11日）時点で住所を有していた方から免除の申請があった場合には、これを特例免除に該当するものとして取扱い、国民年金保険料が全額免除になります。

<福島県内の次の市町村が対象となります（平成23年7月分以降）>

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、
双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、
相馬郡飯舘村（以上12市町村）

※ なお、平成23年6月分までは、上記の他にいわき市も対象となります。対象地域は今後見直しを行う場合があります。

東日本大震災に伴う特例免除の申請の手続きは、平成24年3月末日までに行ってください。

Q20 福島第一原子力発電所の事故に係る避難、屋内退避等に伴う特例免除の申請には、どのような手続きが必要ですか。

A20 福島第一原子力発電所の事故に係る避難等に伴う特例免除を希望される方は「国民年金保険料免除申請書」を上記の12市町村または最寄りの年金事務所にご提出ください。

また、福島第一原子力発電所の事故に係る「特定避難勧奨地点」の指定を受け、実際に避難を行った方は「国民年金保険料免除申請書」に市町村が発行した「被災証明書」を添付して、住所地の市町村または最寄りの年金事務所にご提出ください。

なお、ねんきんダイヤル(03-6700-1165)にお電話いただければ、お申出の避難先等に免除申請に必要な申請書の用紙をお送りいたします。

また、手続き方法・免除制度については、最寄りの年金事務所またはねんきんダイヤルにお尋ねください。

(注)被災に伴い、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、災害による特例免除を受けられる場合があります。

また、勤務先が被害を受けたために退職を余儀なくされた方については、退職(失業)による特例免除を受けられる場合があります。

Q21 福島第一原子力発電所の事故に係る避難、屋内退避等に伴う特例免除の申請に必要な書類はありますか。

A21 この免除申請は、震災の発生日(平成23年3月11日)時点の住所について、当該住所地の市町村または年金事務所が確認することにより審査を行うこととしています。

なお、この免除申請に関しては、所得や被災状況の審査は不要としています。

また、福島第一原子力発電所の事故に係る「特定避難勧奨地点」の指定を受け、実際に避難を行った方は「国民年金保険料免除申請書」に市町村が発行した「被災証明書」を添付して、市町村または最寄りの年金事務所にご提出ください。

なお、この免除申請に関しても同様に、所得や被災状況の審査は不要としています。

健康保険・厚生年金保険関係

Q22 被災地から離れて避難しています。病院にかかりたいのですが保険証がありません
どうすればいいですか。

A22 被保険者証を紛失などされた場合で、会社と連絡が取れない場合は、加入している
医療保険の保険者（※）で再交付を申請していただくこととなりますが、医療機関等を
受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「事業所名」
を申し出ていただければ、被保険者証を提示することなく、受診していただくことが
できます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

なお、全国健康保険協会管掌健康保険に加入している方で、被保険者証の再交付を
お急ぎの方は、再交付されるまでは、避難先の最寄りの年金事務所で、被保険者証の
代わりとなる「健康保険被保険者資格証明書」の交付を申請いただけます。

※医療保険の制度には、全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険、健康保険組合
管掌健康保険、共済組合などがあります。

Q23 被災のため事業ができないので、保険料を納付することができません。どうすればいいですか。

A23 被災された青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地を有する事業所におかれましては、保険料の納期限が延長されています。

被災の状況によりましては、保険料の納付の猶予に該当する場合がございますので、納付が困難な場合は最寄りの年金事務所へご相談願います。

また、従業員に賃金が支払われていない場合等につきましては、保険料免除が適用される場合がありますので、最寄りの年金事務所へご相談願います。

※ 下記①、②の地域は延長後の納期限が定められています。

①青森県及び茨城県

- ・延長後の納期限 平成23年7月29日
- ・対象保険料 平成23年2月分～平成23年5月分
- ・口座振替の再開 平成23年6月分（平成23年8月1日納期限）から

②岩手県、宮城県及び福島県の一部地域（別紙3の①）

- ・延長後の納期限 平成23年9月30日
- ・対象保険料 平成23年2月分～平成23年7月分
- ・口座振替の再開 平成23年8月分（平成23年9月30日納期限）から

③現在、保険料等の納付期限が延長されている地域

- ・岩手県、宮城県及び福島県の一部地域（別紙3の②）

※いつまで延長されるかにつきましては、厚生労働省が災害の復興状況を踏まえて決定することになっています。

Q24 会社が東日本大震災の復興事業を行ったことにより、残業手当が大幅に増え、給与が一時的に増加しました。このため、今年の定時決定において従前の標準報酬月額より著しく高い標準報酬月額で決定されてしまうのですが、特例的な取扱いはできませんか。

A24 東日本大震災の復興事業等を行ったことにより報酬が一時的に増加し、「平成23年4月から6月の報酬月額の平均額」と、「平成22年7月から平成23年6月までの報酬月額の平均額」との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差が生じたものの、平成23年8月までに報酬が減少し従前の支払額の水準に戻った場合には、今年の定時決定においては「平成22年7月から平成23年6月までの報酬月額の平均額」による標準報酬月額で決定することができることになりました。

ここでいう「報酬が減少し従前の支払額の水準に戻った場合」とは、残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまった場合のことをいいます。

なお、業種や職種、事業所の所在地は問わず、東日本大震災の復興事業等に従事したことにより、報酬が一時的に変動（増加した後に減少）した場合はすべて対象となります。

平成23年7月28日に厚生労働省から通知が発出され、これにより可能とされたところです。

Q25 会社が東日本大震災の復興事業を行ったことにより、給与が一時的に増加した場合には、定時決定された標準報酬月額の改定の特例があると聞きましたが、手続きはどうすればいいですか。

A25 特例措置の対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載し、業務の内容と東日本大震災の影響により、①平成23年4月から6月の間の報酬が増加した理由を記載した申立書、②報酬額を比較した資料及び被保険者の同意書、③賃金台帳を添付のうえ算定基礎届の再提出をお願いいたします。申立書等につきましては、日本年金機構のホームページからダウンロードできるほか、年金事務所の窓口にも用意しております。

Q26 震災の影響で従業員の給与が低下したため、標準報酬の改定の特例（機動的改定）に基づいて標準報酬月額が改定されました。しかし、定時決定を平成23年4月から6月の報酬で決定すると給与の支払いがほとんどないにもかかわらず、機動的改定前の高い標準報酬月額で決定されてしまうと聞きましたが、特例的な取扱いはできませんか。

A26 平成23年4月から6月までの間に機動的改定により標準報酬月額の改定があった場合には、平成23年7月以降の報酬の支払状況を踏まえ、平成23年4月から6月の報酬により定時決定を実施するよりも機動的改定を維持することが適当である場合には、特例により、改定された標準報酬月額により定時決定を行うことができます。

ここでいう「機動的改定を維持することが適当である場合」とは、定時決定時（7月1日時点）において実際に報酬が支払われていない、または報酬が少額であるにもかかわらず、支払基礎日数が17日未満であることなどにより、従前の標準報酬月額等で決定されてしまうこととなり、実際の報酬と決定した標準報酬月額が乖離してしまう場合のことをいいます。

なお、7月から9月までの間に機動的改定が行われた場合は、その標準報酬月額が定時決定より優先することとなります。

Q27 会社が東日本大震災により被害を受けて損壊したことにより、通常の営業ができなくなってしまいました。このため、従業員に対する給与もかなり低下してしまいましたが、標準報酬月額を改定することはできますか。

A27 平成23年3月11日に特定被災区域^{※1}に所在していた会社の事業が大震災による被害を受けたこと^{※2}により、その会社に使用される被保険者の今年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その方のその月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下したときには、その著しく低下した月から、低下した報酬の額に基づいて標準報酬月額を改定することができることとなりました。

ここでいう「報酬の額が著しく低下したとき」とは適用事業所の事業が休業していること等により、給与が支払われていないか又は低下した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下する前の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差を生じた場合のことをいいます。

なお、休業手当が支払われている場合、休業手当は報酬に該当しますので、報酬の額を計算する際には休業手当の額も含まれます。

また、一括適用事業所など複数の支社等を含めて適用事業所となっているときは、次の条件を満たすときは事業所全体が対象になります。

- (1) 本社が特定被災区域にあり、特定被災区域外に支社等があるとき。
- (2) 本社は特定被災区域外だが、特定被災区域の支社等が大震災による被害を受け、支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であるとき。
概ね過半の基準等、詳しいことにつきましては年金事務所へお問い合わせください。

※1 特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙1の区域となります。

※2 適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合に該当するのは次の場合

- (1) 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合
- (2) 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が存在していた場合については、同年6月末日までは特例の対象となる。

- (4) 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合
- (5) その他上記(1)から(4)に準じた理由により適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業等を余儀なくされたと判断される場合

Q28 被災により会社の事業ができないので、運転資金が工面できません。
保険料の免除はできませんか。

A28 平成23年3月11日に特定被災地域に所在していた会社の事業が、震災による被害を受けたことにより、事業所の被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には、厚生年金保険及び健康保険の保険料の免除ができることとなりました。

報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部または一部が休業していることにより、概ね過半の被保険者について、賃金が支払われていないか、または標準報酬の下限（厚生年金保険98,000円、健康保険58,000円）以下の賃金しか支払われていない場合となっています。

なお、保険料の免除に該当しない場合であっても、被災の状況等により、保険料の納付の猶予に該当する場合がございますので、年金事務所にご相談ください。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として
政令で定められた特定被災区域

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐町 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市 坂東市
栃木県	足利市 佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示
 において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐町 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市（美浜区に限る） 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

①延長後の納付期限が定められた地域

岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
宮城県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

②引き続き納付期限が延長される地域

岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町
宮城県	石巻市、東松島市、多賀城市、気仙沼市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楮葉町、双葉郡広野町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村